

利益相反管理方針

1. 目的

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、顧客の利益が不当に害されることのないよう、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）上の金融商品取引業を行う投資助言・投資運用業者として、以下「利益相反管理方針」（以下「本方針」といいます。）を策定します。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類等

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社グループ会社が行う取引のうち、当社の顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）をいいます。

利益相反は、①当社又は当社グループ会社と当社の顧客（見込み顧客を含む。以下同じ。）の間、又は②当社又は当社グループ会社の顧客と、当社の他の顧客との間で生じる可能性があります。

(2) 利益相反のおそれのある取引の種類・判断基準

- 助言やアドバイスを通じて、顧客が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合（忠実義務型）。
- 顧客の犠牲により、当社又は当社グループ会社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）。
- 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）。
- 保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合（自己代理型）。
- 保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- 保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合（競合取引型）。
- 保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合（情報利用型）。
- 当社又は当社グループ会社が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の実行と同様の条件の実行が期待できない場合（取引の内部化型）。

また、投資判断者（有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者、又は投資判断に関し助言を行う者）は利益相反の恐れがあると判断した場合には、具体的な取引の前に利益相反管理統括部署に報告することとします。当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響等の事情も考慮いたします。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当社又は当社グループ会社が行う取引です。主な当社グループ会社については別紙をご参照ください。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は例であり、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- その他当社が適切と認める方法

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署

業務担当部署から独立した当社コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反に関する管理体制を統括します。

(2) 記録・保存

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を行った場合、当該措置について記録し、作成の日から5年間それを保存します。

(3) 検証

利益相反管理統括部署をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、リスクベース・アプローチに基づく定期的な検証を行ないます。

2019年9月2日

(別紙) 主な当社グループ会社について (2019年7月31日現在)

T. Rowe Price Group, Inc

(ティー・ロウ・プライス・グループ、インク)

T. Rowe Price Associates, Inc.

(ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク)

T. Rowe Price International Ltd

(ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド)

T. Rowe Price Hong Kong Limited

(ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド)

T. Rowe Price Singapore Private Ltd.

(ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド)

T. Rowe Price Australia Limited

(ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド)

T. Rowe Price UK Limited

(ティー・ロウ・プライス・UK・リミテッド)

T. Rowe Price (Luxembourg) Management SARL

(ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)・マネジメント・SARL)

T. Rowe Price (Switzerland) GmbH

(ティー・ロウ・プライス(スイス)GmbH)

ティー・ロウ・プライスの利益相反方針

概要

ティー・ロウ・プライス・グループ、インク（「ティー・ロウ・プライス」または「当社」）は、お客様の利益を損なう可能性のある利益相反を防止または管理するためにあらゆる適切な措置が講じられるように、この方針を策定しています。利益相反が避けられない場合、ティー・ロウ・プライスは、組織上および業務上の有効な管理を行うとともに、必要に応じて利益相反の存在をお客様に開示することにより、利益相反の軽減を図ります。

本方針は、ティー・ロウ・プライスが利益相反を特定し、管理する方法の概要を定めています。当社は、事業活動を遂行する上で利益相反が生じる状況において指針となる方針および手順を策定しています。これらの方針は、当社の情報開示文書である倫理行動規範（「規範」）、議決権行使方針および手順、その他の内部方針に記載されています。

本方針は、当社が営業の基盤とする世界各地の様々な規制制度を遵守して利益相反を管理するための最低基準を定めています。この基準を満たすことによって、ティー・ロウ・プライスが利益相反の特定および管理に際し、各地の追加規制要件を遵守すべき義務を免れるものではありません。

潜在的な利益相反の特定

規範は、社員が多くのお客様に対する当社の受託者責任を認識しつつ、どのように利益相反について考えるべきかの方向性を定めています。すべての社員は、ティー・ロウ・プライスの方針に従って、利益相反を特定し、報告することが期待されています。方針が存在しない場合、実際または潜在的な利益相反は、これをさらに確認し、解決するため、適切な担当者、グループまたは委員会に報告されなければなりません。規範は、社員が当社の期待に沿って利益相反を認識し、それに対応するための手助けとなる指針を提供します。当社の倫理委員会は、規範の策定、維持および管理に関して全責任を負っています。

規範は社員に一定の利益相反を報告する義務を課していますが、当社全体のコンプライアンス体制および子会社に固有の体制は、事業部門が各分野に固有の利益相反を特定し、それに取り組む責任に重点を置いています。新たな利益相反は、通常、戦略的イニシアチブの作成または修正、プロダクト開発努力、デュー・デリジェンスの遂行、顧客口座開設等、プロセス向上プロジェクト、規制変更の実施、研修等のなかで特定されます。事業部門は、通常業務を遂行する上で生じる利益相反の特定を目指しています。例として、以下の当事者間で利益相反が生じます。

- a) 当社（管理者、従業員、または当社と直接または間接的な支配関係にある者を含みます。）とお客様、ファンドまたは当該ファンドへの投資家との間
- b) お客様、ファンドまたは当該ファンドへの投資家と別のお客様、ファンドまたは当該ファンドへの投資家との間

当社の経営委員会およびティー・ロウ・プライスの各子会社の取締役会も、利益相反を特定し、それらが適切に管理されるように確保する責任を負っています。上記の様々なグループや個人をサポートするため、組織を

ティール・ロウ・プライスの利益相反方針

横断する強力な委員会構造および厳格な保証制度が整備されています。この体制には内部監査グループ、コンプライアンス・チーム、法務部、リスク管理チーム、各事業部門内に組み込まれた様々な品質管理およびコンプライアンスの担当者が含まれます。これらの委員会および保証グループは、個別のイニシアチブについて事業部門と密接に協力するとともに、独立した監督、モニタリングおよび検証作業を通じて、注意を要する利益相反を特定します。

社員は当社全体で協働し、潜在的な利益相反を調査し、そうした実際または潜在的な利益相反に伴うリスクの軽減に資するプロセスおよび手順に従います。

利益相反の管理

ティー・ロウ・プライスは、特定の利益相反の管理方法を決定する際に、規範のより広範な目的に加え、各事業体の管轄地において適用される規制要件を考慮します。利益相反が特定された場合、ティー・ロウ・プライスは、当該利益相反を回避するように事業活動の調整を図ります。ただし、全ての利益相反を回避することは、業務遂行上、必ずしも実行可能ではありません。回避策は実態に即したものですが、以下を含むことがあります。

- 特定の従業員の行動禁止
- 職務分掌
- 情報障壁の設置
- 特定のプロダクトまたはサービスの提供の辞退を含む不作為

利益相反が回避できない場合、ティー・ロウ・プライスは、組織上および業務上の有効な管理を通じて利益相反の軽減を図ります。規範および様々なグローバル・コンプライアンス方針に加え、事業部門の業務手順および監督委員会規則は、具体的な利益相反およびその管理方法について参照する場合があります。利益相反の管理にかかる要件は、通常、以下の分野の1つまたは複数を考慮して策定されます。

- 将来の意思決定を支える指針となる原則
- 通知および承認の要件（一定の接待に関する事前承認等）
- 報告要件
- 監督責任
- 情報開示要件（規制当局、お客様、外部取引先向け等）
- 違反に対する罰則・制裁

情報開示

ティー・ロウ・プライスは、重大な利益相反がForm ADV Part 2Aやその他規制上の適用開示手段でお客様に開示されるように徹底します。さらに、利益相反の管理がお客様、ファンドまたは当該ファンドへの投資家の利益を損なうリスクを確実に防止するには不十分と合理的に確信する場合、当社は特定の利益相反の開示を選択する可能性があります。こうした情報開示は、特定のシナリオに適用される管轄地および規制当局の要件に従い、お客様が情報に基づいて意思決定を行うことができるように、利益相反の一般的な内容や原因を含みます。また、お客様への情報開示は、説明された慣行が常に最新のものであるように定期的に見直されます。

利益相反の記録

ティー・ロウ・プライスのコンプライアンス部は、一定の重大な利益相反の記録を維持しています。一般的に、ティー・ロウ・プライスまたはそのスタッフが直接関与しない利益相反（お客様またはベンダーの利益相反等）は含まれません。記録事項には、利益相反の性質、監督責任者、関連する方針、手順および適用され得る情

ティール・ロウ・プライスの利益相反方針

報開示が一般的に含まれます。記録および関連する方針・手順は、関連する事業部門との協議および関与を含め定期的に見直されます。記録は、コンプライアンス評価、内部検証計画および情報開示の確認を手助けするツールです。